

令和 6 年 3 月

建退共 共済契約者 各位

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共 群馬県支部

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の発行基準改正及び 共済手帳受払簿・共済証紙受払簿の新様式について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建退共にて発行している加入・履行証明書について、働き方改革への取り組みや建設業の就労実態の変化に対応するため、令和 6 年度から改正いたします。

標記の件については、建退共事業本部から既にご案内をしておりますが、群馬県支部として、該当基準を踏まえて審査を行います。建退共群馬県支部のホームページに改定した必要書類を掲載しましたので、各様式をご覧のうえ、適切な制度の履行と、証明願の審査に際して必要となる書類は正確な情報を確認し作成されますよう、お願い申し上げます。

建退共からののお知らせは随時ホームページに掲載しますので、定期的にご覧いただきたく願います

1. 発行基準

- ① 「証紙貼付満了による更新手続き」または「次回更新時期到来による更新手続き」対象の共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること。
- ② 退職給付拠出額等の総額が被共済者の就労日数に見合う額であること。
※ 電子申請方式において自社の被共済者に充当もしくは元請から充当された日数(金額)、及び、証紙での購入額、繰越額、元請から交付された額と貼付が適正であること。
- ③ 公共工事の受注で証紙貼付方式を採用している場合、当該工事における「工事別共済証紙受払簿」を完成後 1 年間事務所に備え付けていること。
- ④ 下請を使って工事を行う元請事業者の場合、下請への適正な証紙の交付及び電子申請による適正な充当がされていること。
※ 自社に被共済者がいない場合、下請に適正に交付(充当)していることが必要です。

2. 主な変更点 (令和 4 年 4 月からの基準との比較)

- ① 共済手帳受払簿及び共済証紙受払簿が新様式となりました。令和 6 年 4 月以降は新様式のご利用をお願いします。詳しくは新様式と記入方法をご覧ください。
※ 現在進行中の決算期間で既に旧様式で作成を続けている場合も考慮し、経過措置として令和 6 年度中に提出される場合は旧様式も受け付けます。

【手帳受払簿】

- 1) 1 名が決算期間中に複数の処理があった場合、従来は氏名と手帳の番号も含めて複数段で記載するところを、手帳番号と氏名を 1 段に改め、その中で処理内容と現在の状況を 3 段まで記載できるようにしました。

- 2) 決算期間中の就労日数を記載する欄が設けられました。これは更新時の枚数ではなく、あくまでも決算期間内における就労日数(証紙を貼るべき枚数)であるため、必ずしも 250 日にはならないこともあります。
- 3) 手帳受払簿には勤怠管理者の自署による証明が必要になります。

【証紙受払簿】

- 1) 従来は貼付の内訳と手帳更新数等の記入欄がありましたが、この欄を削除し簡素化しました。その代わりに、就労日数(年間で貼るべき証紙の枚数)は、先述した手帳受払簿で個々に確認します。
 - 2) 新様式は 320 円証紙の使用を想定した計算式が組み込まれています。今後の決算期内で 310 円証紙の交換や貼付がある場合は旧様式をご利用ください。
 - 3) 工事別共済証紙受払簿の様式に変更はありません。
- ② 電子申請方式による充当が決算期間内にある場合、電子申請の「納付証明書」もしくは各月における充当状況を確認する書類の提出を求めていましたが、群馬県支部への提出は原則として不要とします。ただし、期間内の充当実績(金額)を確認し証明願に転記するため、社内では納付証明書を発行し金額を転記してください。
- ※ 整合性は群馬県支部で確認します。不明な点があれば照会します。

3. 留意事項

- ① 証明発行に関する審査の流れと証明願自体はこれまでと同様で、事前に建退共群馬県支部に FAX 送信をお願いします。詳しくは「加入・履行証明願取扱要領」をご覧ください。
- ② 証紙・電子ポイント共に適切に充当されているかを確認します。建退共制度は、公共、民間工事の別を問わず掛けることになっていますので、就労日数に見合う掛金となるようご注意ください。なお、証紙と電子を併用されている場合、証紙の貼付枚数(日数)と電子の充当日数が重複しないよう出勤日数における証紙と電子の充当実績を必ずご確認ください。
例：元請が電子申請で下請の被共済者に工事期間中の充当を行ったが、その対象期間分も下請が自社で証紙の貼付を行ってしまった＝電子と証紙の2重掛金
- ③ 電子申請方式を中心に掛金を充当している場合、手帳への証紙貼付が未満了であっても、発行日から2年後には更新手続きをお願いします。
- ④ 窓口での即日発行は出来ません。原則郵送をお願いします。

4. その他

- ・ 申請書類のダウンロードができない場合はご連絡ください。
- ・ 証明願の提出は原則として郵送をお願いします。手数料は1通600円です。郵便局の定額小為替等を同封され、返信用封筒と切手の貼付もお願いします。